

茅ヶ崎市介護サービス事業所等物価高騰対策支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油の価格及び物価の高騰により運営に支障が生じている介護サービス事業所等を支援するため、当該事業所等に対し茅ヶ崎市介護サービス事業所等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

(支援金の支給対象者)

第2条 支援金の支給の対象となる者は、別表に掲げる介護サービス事業所等のうち次の各号のいずれにも該当するもの（以下「支給対象事業所等」という。）を運営する事業者（以下「支給対象事業者」という。）とする。

(1) 茅ヶ崎市内に存するもの

(2) 令和5年4月1日以前に介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による指定を受けているもの

2 前項の規定にかかわらず、支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、支給対象事業者としない。

(1) 茅ヶ崎市暴力団排除条例（平成23年茅ヶ崎市条例第5号）第2条第2号に規定する暴力団

(2) 茅ヶ崎市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員

(3) 茅ヶ崎市暴力団排除条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等

(支援対象事業)

第3条 支援金の交付の対象となる事業は、令和5年4月1日から同年9月30日までの間における支給対象事業所等の運営とする。

(支援金の額)

第4条 支援金の支給額は、別表に定める額とする。

(支援金の申請)

第5条 申請者は、令和5年8月31日までに茅ヶ崎市介護サービス事業所等物価高騰対策支援金支給申請書により市長に申請しなければならない。

2 複数の支給対象事業所等を運営する支給対象事業者は、当該支給対象事業所等に係る前項の申請を一括して行うことができる。

3 第1項の規定による申請は、電子申請システム（申請に関する事務を電子情報処理組織

によって処理する情報処理システムをいう。)により行うものとする。ただし、これにより難いと市長が認める場合は、この限りでない。

(支援金の交付の条件)

第6条 市長は、支援金の交付の決定をするときは、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 令和5年9月30日までの間に、別表に掲げる事業の廃止(届出をしないが事実上廃止と同様の状況にあるものを含む。)又は休止(届出をしないが事実上休止と同様の状況にあるものを含む。)をするときは、その旨を市長に届け出なければならないこと。

(2) 茅ヶ崎市補助金等の交付に関する規則(平成4年茅ヶ崎市規則第26号)及びこの要綱の定めに従うこと。

(支援金の支給の時期)

第7条 市長は、支援金の支給を決定したときは、その旨を申請者に通知した日から起算して1月以内に支援金を支給するものとする。

(報告及び調査)

第8条 市長は、支援金の適正な支給のため必要があると認めるときは、支給対象事業者に対し、報告を求め、又はこれに関する帳簿その他の関係書類を閲覧し、若しくは調査することができる。

(書類の整備等)

第9条 支援金の支給を受けた支給対象事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を保存しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、支援金の支給を受けた日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(届出事項)

第10条 支援金の支給を受けた支給対象事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称を変更したとき。

(2) 代表者を変更したとき。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年6月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第2条、第4条関係）

区分	介護サービス事業所又は施設種別	支給単価
1	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び福祉用具貸与のサービスを行う事業所並びに居宅介護支援を行う事業所	1事業所当たり 25,000円
2	通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護のサービスを行う事業所	1事業所当たり 100,000円
3	地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護のサービスを行う事業所	1事業所当たり 50,000円
4	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護及び軽費老人ホーム並びに短期入所生活介護及び短期入所療養介護のサービスを行う事業所	定員1人当たり 7,500円
5	有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅（特定施設入居者生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けているものに限る。）	

- 備考
- 1 事業所又は施設には、介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業によるサービスを含むものとする。
 - 2 事業所又は施設には、介護保険法第71条第1項の規定により指定居宅サービス事業者とみなされる保険医療機関は含まないものとする。
 - 3 事業所又は施設が介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所又は施設とみなす。
 - 4 介護予防・日常生活支援総合事業を実施する事業所のうち、通所型サービス事業所にあつては通所介護事業所（通常規模型）と、訪問型サービス事業所にあつては訪問介護事業所とみなす。
 - 5 事業所が介護サービスと日常生活支援総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所とみなす。
 - 6 高齢者施設等の空床を用いて実施している短期利用については、支援の対象としない。